

令和5年度 競争参加資格審査申請に係る説明会 【近江八幡市説明資料】

1. 登録業種を見直しています（建設工事）

入札参加希望業種のうち、**水道配水管布設工事**については「**土木一式工事**」に統合しています。入札公告時の参加要件の記載にご注意ください。

変更前（令和3年度まで）

希望業種	建設業許可	建設工事の例示
土木一式工事	水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理施設工事
水道配水管布設工事	水道施設工事	水道配水管布設工事、水管橋設置工事 (近江八幡市内に本店又は営業所を有する者のみ希望可)



変更後（令和4年度から）

希望業種	建設業許可	建設工事の例示
土木一式工事	水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理施設工事、 水道配水管布設工事、水管橋設置工事

2. 格付項目を見直しています（建設工事）

格付に係る加点項目を令和4年度登録分から変更しています。

共同受付システムの個別情報登録画面（近江八幡市）において、該当有無等を入力してください。

	変更前（令和3年度まで）	変更後（令和4年度から）
ISO9000 シリーズの取得	条件：ISO9001 又は 9002 の取得 +15 点	条件：ISO9001 の取得 +15 点
近江八幡市消防団員雇用	審査： 消防団登録証の提出 +5 点	審査： 書類提出不要、市にて確認 +5 点
高齢者雇用	条件：60 歳以上雇用 +10 点	廃止
保護観察対象者等の就労支援	—	条件：大津保護観察所に協力雇用主として登録 +5 点
次世代育成支援対策	—	条件：滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録又はくるみん認定 +5 点

3. 測量・建設コンサルタント等の登録業種数が変わります（建コン等）

測量・建設コンサルタント等業務については、これまで2業種に制限していましたが、令和4年4月1日以降の申請分（令和5年度名簿への登録分）から、参加希望部門の登録数に上限はありません。資格等を取得していれば登録することができます。

建設工事：2業種まで	建コン等：上限なし
------------	-----------

4. 参加希望順位は廃止します（建設工事、建コン等）

これまで参加希望業種に希望順位を登録いただいていたのですが、希望順位の登録は廃止します。上記の3. 登録業種数に記載の上限まで、同じレベルで登録することが可能です。

建設工事：希望順位なし	建コン等：希望順位なし
-------------	-------------

5. 共同受付開始に合わせて、登録有効期間を設定しています（建設工事、建コン等）

基本的には2年間有効としています。

建設工事の市内・準市内業者の方は、これまで通り、格付等を行いますので「1年間」有効となります。毎年申請が必要ですので、ご協力をお願いいたします。

建設工事：	市内・準市内	／	1年間有効（※R5.4.1～R6.3.31）
	県内・準県内・県外	／	2年間有効（※R5.4.1～R7.3.31）
建コン等：	市内・準市内	／	2年間有効（※R5.4.1～R7.3.31）
	県内・準県内・県外	／	2年間有効（※R5.4.1～R7.3.31）
※令和4年4月～12月申請の場合			

6. 近江八幡市にのみ提出が必要な資料はありません（建設工事、建コン等）

近江八幡市独自に提出を求めている書類はありません。共同受付にて滋賀県に提出される確認書類のみで結構です。格付（加点項目）に必要な工事成績等、格付項目等にて確認が必要な項目については、市管財契約課にて関係機関及び関係書類に対して確認を行います。

近江八幡市が独自に提出を求める個別資料なし

7. 資格要件は滋賀県に準じます（建設工事、建コン等）

建設業法、測量法、その他の法令に基づき許可・登録を受けた業種に登録することができます。また、営業所等に委任する場合、受任先は、登録を申請する業務の全てにおい

て、それぞれの法令・登録規程に基づく登録等を行っていることが必要です（測量・建設コンサルタント等の登録をされる場合はご注意ください）。なお、資格要件の確認については、滋賀県に提出される書類にて確認します。

資格要件は滋賀県に準ずる。

8. 一般調査（土木）は、役務提供の資格審査申請に提出ください（建コン等）

測量・建設コンサルタント等の共同受付には「一般調査」がありますが、本市では測量・建設コンサルタント等の登録区分ではありません。登録希望を選択しないでください。本市では、12月上旬に受付します役務提供の資格審査申請に、紙ベースにて申請してください。

一般調査の登録区分は、本市では建コン等ではありません。

9. 暴力団排除条例関係の書類（誓約書及び役員名簿）の提出は、申請時にお願いします（建設工事、建コン等）

これまで、近江八幡市暴力団排除条例及び近江八幡市の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針に基づき、競争参加資格審査申請時に誓約書を、契約時には役員名簿を提出いただいていたいました。今後は、競争参加資格審査申請時に、誓約書及び役員名簿の両方を提出いただくこととなります。

資格審査申請時に、誓約書及び役員名簿を提出ください

10. その他（よくある質問）

基本的な項目に対するよくある質問を掲載します。ご参考にしてください。

	質問	回答
1	業者番号を教えてください。	<p>本市の業者番号は「9ケタ」です。登録業者の皆さまには既に文書にて通知しておりますが、不明な場合は、本市ホームページにて確認してください。</p> <p>◆ホームページ:近江八幡市HPトップ>事業者のかた>入札・契約>競争参加資格に関すること>令和4年度有資格者名簿(PDFファイル)</p> <p>https://www.city.omihachiman.lg.jp/riyoushabetu/jigyousha/nyusatsu/18527.html</p>

2	申請月を過ぎてしまったが、申請できるのか。	<p>審査業務の平準化のため、決算月に合わせて申請月を設定していますので、ご協力をお願いいたします。ただし、やむを得ない場合は、令和4年12月23日（金）までは受付が可能です。</p> <p>◆決算月に応じた申請月を設けます</p> <table border="1" data-bbox="740 465 1353 566"> <tr> <td>決算月</td> <td>7～10月</td> <td>11～2月</td> <td>3～6月</td> </tr> <tr> <td>申請月</td> <td>4～6月</td> <td>7～9月</td> <td>10～12月</td> </tr> </table>	決算月	7～10月	11～2月	3～6月	申請月	4～6月	7～9月	10～12月
決算月	7～10月	11～2月	3～6月							
申請月	4～6月	7～9月	10～12月							
3	全ての登録を共同受付システムにて提出できますか。	<p>「建設工事」「測量・建設コンサルタント等業務」に限ります。</p> <p>「役務提供」「物品供給」の競争参加資格審査申請は、本市に紙ベースの申請書類を提出してください（例年12月上旬に受付期間を設け、11月頃からホームページにて案内しています）。</p>								
4	資格申請データを修正したい。	市管財契約課では修正ができません。申請者にて修正いただきますが、詳細は、滋賀県土木交通部監理課 共同受付担当（TEL:077-528-4985）にお問い合わせください。								
5	システムの入力方法が分かりません。	詳細は、滋賀県市町競争入札参加資格申請受付システムヘルプデスク（TEL:0570-018-070）にお問い合わせください。								
6	<p>受付期間を終了したが、代表者の変更等、資格審査申請情報を変更したい。</p> <p>(R4.10.28 追加)</p>	<p>受付期間内（R4年度受付分：R4.4.1～R4.12.23）の修正は、上記4のとおり、受付システムにて修正入力をお願いします。</p> <p>受付期間以降（R4.12.24～R5.3.31）は、本市ホームページに掲載しています「競争参加資格審査申請書変更届」にて、本市管財契約課宛に、変更内容の届出をお願いします。近江八幡市以外の申請希望自治体への変更内容の届出については、各申請希望自治体にご相談ください。</p> <p>R5.4.1以降については、R5年度受付分になりますので、受付システムにて変更申請の入力をお願いします。</p> <p>詳細は、滋賀県土木交通部監理課 共同受付担当（TEL:077-528-4985）にお問い合わせください。</p>								

11. 問い合わせ先

<受付システムの操作に関すること>

申請受付システムヘルプデスク TEL:0570-018-070

(土日祝日を除く 9:00~12:00・13:00~17:30)

<共同受付の申請に関すること>

滋賀県土木交通部監理課 共同受付担当 TEL:077-528-4985

<共同受付の制度に関すること>

滋賀県土木交通部監理課 契約審査係 TEL:077-528-4116 FAX:077-524-0943

<格付・近江八幡市の登録に関すること>

近江八幡市総務部管財契約課 TEL:0748-36-5557 FAX:0748-32-3237